決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関 茨木警察署	検出事項		駐在所報償金支出事務について、今後は、人事異動等による変更を的確に 把握し、遅延することなく法令等に基づき、適正な事務処理を行う。
	(3) 変更の経費支出伺の起案日:平成29年4月10日(4) 変更の経費支出伺の決裁日:平成29年4月10日		
	駐在所報償金 駐在所勤務員の配偶者等に対し、駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支給される謝礼金。人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して日割りで支給される。		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年11月8日)

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関		検出事項			是正を求める事項	措置の内容
豊能警察署		は、使用開始の日前に全部を の日前に使用料を徴収してい		ればならないが、下記	基づき、適正な事務処理を行われたい。 点検で気付き、是正済み後に指摘 受けた案件であり、あらためてご 指摘を受けて措置することはあ	この案件については、自己による 点検で気付き、是正済み後に指摘を 受けた案件であり、あらためてこの
	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日		指摘を受けて措置することはありません。
	電柱	平成 25 年4月1日から 平成 30 年3月 31 日まで 2,200 円	平成29年7月20日	(納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全	しかしながら、今後はこのような 事案が発生しないよう適正な事務	
					部を納付させなければならない。(以下 略)	処理に努めることとする。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年10月2日から平成30年1月31日まで)

対象受検機関		検出事項			是正を求める事項	措置の内容	
高石警察署		は、使用開始の日前に全部を の日前に使用料を徴収してい		ばならないが、下記	に基づき、適正な事務処理を行われたい。 からの指摘により気付き、 後に指摘を受けた案件であ ためてこの指摘を受けて指	からの指摘により気付き、是正済み 後に指摘を受けた案件であり、あら	
	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日		ためてこの指摘を受けて措置することはありません。 しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。	
	自動販売機	平成 25 年4月1日から 平成 30 年3月 31 日まで	1, 863, 430円	平成29年8月31日	【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全		
					部を納付させなければならない。(以下 略)		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年10月2日から平成30年1月31日まで)

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
交野警察署		吏用開始の日前に全部を納 使用料を徴収していなかっ		基づき、適正な事務処理を行われたい。 る点検で気付き、是正済み後に	この案件については、自己によ る点検で気付き、是正済み後に指 摘を受けた案件であり、あらため	
	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全 部を納付させなければならない。(以下	てこの指摘を受けて措置することはありません。 しかしながら、今後はこのような事案が発生しないよう適正な事務処理に努めることとする。
	食堂	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで	1 303 1500円 1 34.60.70年. 6	平成29年6月12日		
						7-100 CCC / Vo
				/ <u>/</u> /**		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年10月2日から平成30年1月31日まで)

駐在所報償金の誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項	措置の内容	
岸和田警察署							所報償金の算定方法等について」に基づき適正 改め、過払支給額を算出し、 な事務処理を行われたい。 を行った。	改め、過払支給額を算出し、戻入 を行った。	
			債権者	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	【駐在所報償金の算定方法等について】	今後、誤りの無いよう、適正な 支出を行う。
		A	平成29年3月	54, 433円	52, 677円	1,756円	1~2 略 3 人事異動等に伴う日割計算方法		
		В	平成29年3月	2, 367円	2, 290円	77円	人事異動等により、月の途中で駐在所勤 務員が変わった場合は、前任者と後任者の 配偶者等なわぶれた対して、前記のに実内		
							配偶者等それぞれに対して、前記2に定める日割計算により算定した額を支給する。 なお、前記2と異なり、協力日数が1月 のうち15日以上ある場合においても、日割 計算により算定した額を支給する。		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年1月12日)